平成２６年（フ）第２２４６号
札幌市中央区南９条西７丁目２番27号　コーポラスろみ６号
債務者　三浦　由弘
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２４８号
札幌市中央区大通西16丁目２番地８　ネスト大通16―1101号
債務者　稲垣美穂子（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６２号
山形県酒田市こがね町１丁目12番地の15　瑤華103号、前住所秋田県にかほ市象潟町字２丁目塩越171番地
債務者　須田　安明
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第２３６号
群馬県藤岡市岡之郷768番地１
債務者　徐　　俊男
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第３５２号
埼玉県比企郡吉見町大字長谷1621番地29
債務者　山田　直樹
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第７２号
新潟県加茂市栄町７番16号　ハイツ栄町Ａ３
債務者　長崎　文子
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第８４号
三重県松阪市川井町672番地２リジェール21　201号
債務者　伊藤　豪将
1　決定年月日時　平成27年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第３４号
京都府舞鶴市字浜564番地
債務者　矢野　精一
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２６年（フ）第９６５号
堺市中区八田寺町291番地191、前住所大阪市中央区高津３丁目14番23―305号
債務者　髙橋　美香
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９６８号
堺市堺区北清水町３丁２番11号　信州マンション３Ｆ、前住所堺市堺区錦綾町３丁２番14号　佐藤共同住宅
債務者　古川　順二
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９８０号
堺市堺区緑ヶ丘中町４丁１番11号、前住所大阪府和泉市小田町586番地の１―１―611
債務者　川勝　博文
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９８１号
堺市堺区緑ヶ丘中町４丁１番11号、前住所大阪府和泉市小田町586番地の１―１―611
債務者　川勝　美紀
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８４号
岡山県津山市院庄262番地　市営住宅第12号
債務者　田中　篤史
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第７０号
北海道美唄市西２条北５丁目２番２―14号
債務者　岸　　明美
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第１号
北海道白老郡白老町川沿３丁目２番３―４号　美園団地44棟202号
債務者　西山　優子（旧姓影山）
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第１４号
北海道古宇郡泊村大字茅沼村444番地の３
債務者　小林　美保
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２６年（フ）第２５３号
茨城県土浦市並木１丁目６番４号　サンハイツⅡ203
債務者　宮下真由美
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係